

# 日本家庭婦人バスケットボール連盟 規 約

## 第一章 名称

- 第1条 この連盟は、「日本家庭婦人バスケットボール連盟」（以下「本連盟」という。）と称する。  
 英文名は Japan Ladies Basketball League とし、略称を「JLBBL」とする。
- 第2条 本連盟は事務局を「理事会の指定する処」に置く。

## 第二章 組織

- 第3条 本連盟は、各都道府県連盟加盟の家庭婦人バスケットボールのチームで本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

## 第三章 目的

- 第4条 本連盟は、家庭婦人が生涯スポーツとして、バスケットボールを通じ、心身共に豊かな家庭づくりと会員相互の親睦を図り、併せて、バスケットボールの普及発展に寄与することを目的とする。

## 第四章 事業

- 第5条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 競技会の開催
  - (2) 競技活動の普及発展の為に必要と認める活動
  - (3) その他本連盟の目的達成のための事業

## 第6条 運営委員会

- 第1項 本連盟は円滑な事業遂行のため次の委員会をおく。
- (1) 総務委員会
  - (2) 競技・審判委員会
  - (3) 普及委員会
  - (4) 広報委員会
- 第2項 各委員会の詳細については、別途定める。

## 第五章 役員

### 第7条 本連盟に次の役員をおく

会 長	1名	副 会 長	若干名	理事長	1名
副理事長	若干名	常任理事	若干名	理 事	若干名
監 事	2名	事務局長	1名		

## 第8条 会長、副会長

- 第1項 会長、副会長は理事会の推薦によって就任する。
- 第2項 会長は本連盟を代表する。
- 第3項 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

## 第9条 理事長、副理事長

- 第1項 理事長、副理事長は理事会において理事の中より選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第2項 理事長は本連盟のすべての業務を統括する。
- 第3項 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。

## 第10条 常任理事

- 第1項 常任理事はブロックが推薦した者1名及び会長が推薦した者で、会長がこれを委嘱する。
- 第2項 常任理事は理事長、副理事長と共に常任理事会を構成する。

## 第11条 理事

- 第1項 理事は各都道府県連盟が推薦した者1名及び会長が推薦した者で、会長がこれを委嘱する。
- 第2項 理事は理事会を構成する。

## 第12条 監事

- 第1項 監事は理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第2項 監事は本連盟の会計を監査する。

## 第13条 事務局長

- 第1項 事務局長は理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第2項 事務局長は本連盟の事務を遂行し、また理事会、常任理事会の決定、承認事項に従って会務を執行する。

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは随時その補充をする。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第六章 名誉会長 顧問及び参与

第15条 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 第1項 名誉会長、顧問、参与は本連盟に功労のあった者のうちから、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第2項 名誉会長、顧問、参与は役員を兼ねることができない。
- 第3項 名誉会長、顧問、参与の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第七章 会議

第16条 本連盟に以下の会議をおく。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 運営委員会

第17条 理事会において次の事項を決定または承認する。

- (1) 事業計画・報告
- (2) 予算、決算
- (3) 役員選出
- (4) 規約、規程の改正  
ただし、語句訂正などの軽微な変更に関しては、運営委員会の承諾をもって改定される。
- (5) その他必要事項

## 第18条 理事会

- 第1項 理事会は定例と臨時に開催されるものとし、定例理事会は毎年1回会長が召集する。臨時理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の過半数の者からの請求があったとき、会長が召集する。理事会は会長が議長の任にあたる。
- 第2項 理事会は委任状を含めて全理事の3分の2の出席数をもって成立する。理事会の決議は出席理事の多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長が決定する。

第19条 常任理事会は定例と臨時に開催されるものとし、定例常任理事会は原則として、毎年2回理事長が召集する。臨時常任理事会は理事長が必要と認めたとき、または常任理事の過半数の者からの請求があったとき、理事長が召集する。常任理事会は理事長が議長の任にあたる。

第20条 運営委員会は定例と臨時に開催されるものとし、定例運営委員会は理事長が召集する。臨時運営委員会は理事長が必要と認めた時、理事長が召集する。運営委員会は、理事長、副理事長、委員長、事務局、及び、理事長が随時必要と認める者で構成する。運営委員会は理事長が議長の任にあたる。

## 第八章 登録

第21条 本連盟に加盟しようとするチームは、毎年度初めに、各都道府県連盟、連盟未組織の県においては、県協会が承認する家庭婦人バスケットボール担当者（以下「県担当者」という）を通し、別に定める加盟登録規程に従って本連盟に登録しなければならない。又、本連盟に加盟しようとするチームは、同時に公益財団法人日本バスケットボール協会にも加盟登録し、且つその所属選手は登録料を添えて公益財団法人日本バスケットボール協会に個人登録しなければならない。

## 第九章 会計

- 第22条 本連盟の経費は登録費、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第23条 本連盟の加盟チームは理事会で決定した登録費を納入しなければならない。
- 第24条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第十章 付則

- 第25条 本規約の施行にあたっての細則は理事会の決議を経て別に定める。
- 第26条 本連盟の諸行事に要する旅費等は本連盟旅費規程に定める。
- 第27条 本連盟の慶弔については別途定める。

1997年4月1日施行  
 1997年7月25日改定  
 1999年7月30日改定  
 2001年5月26日改定  
 2003年5月24日改定  
 2011年5月21日改定  
 2012年4月1日改定  
 2015年5月16日改定

日本家庭婦人バスケットボール連盟  
加盟登録規程

- 第1条 本規程は日本家庭婦人バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の公正な運営と、競技運営の円滑化及びチーム数、競技者数の把握を目的とする。
- 第2条 加盟登録とは、チーム名及び競技者名を本連盟に登録することをいう。
- 第3条 各都道府県家庭婦人バスケットボール連盟（以下「県連盟」という）、連盟未組織県の県協会が承認する家庭婦人バスケットボール担当者（以下「県担当者」という）は、毎年5月末日までに所属の全チームが、公益財団法人日本バスケットボール協会が定める会員登録システム（以下「TeamJBA」という）に従って加盟登録の手続きを完了したかを確認する。新規加盟登録チームはこの限りではない。
- 第4条 加盟登録の手続きについて  
第1項 チームは、TeamJBA に従って手続きを行う。  
第2項 県連盟または県担当者は、TeamJBA を通じてこれを審査、承認する。
- 第5条 登録費について  
年間1チーム5,000円とし、TeamJBA に従って納入する。
- 第6条 追加登録・変更について  
第1項 登録承認後の競技者の追加登録・変更は、随時これを受け付ける。  
第2項 競技者の追加登録・変更の場合、チーム（又は競技者）は TeamJBA に従って手続きを行う。
- 第7条 本規程に違反したチーム及び競技者については、本連盟常任理事会で審議し、処遇を決定する。
- 第8条 本規程に定めていない事項が生じた場合は、本連盟理事会がこれを処理する。

1997年7月25日施行  
1999年7月30日改定  
2001年5月26日改定  
2011年5月21日改定  
2012年4月1日改定

日本家庭婦人バスケットボール連盟  
運営委員会規程

- 第1条 本規程は、日本家庭婦人バスケットボール連盟（以下本連盟という）が定める規約第6条に基づき、必要事項を定めることを目的とする。
- 第2条 各委員会の委員長1名及び副委員長若干名は理事会において理事の中から推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第3条 各委員の任期は、役員の任期と同一とする。
- 第4条 委員会の業務を円滑に遂行するために理事長が必要と認めた場合、理事長が承認する本連盟所属の会員に、業務の補助を依頼することができる。
- 第5条 総務委員会は以下の業務を遂行する
- ① 年間事業計画及びスケジュールの調整
  - ② 行事及び大会運営の総括
  - ③ 予算及び決算
  - ④ 運営資金の調達
  - ⑤ 日本協会との連絡
  - ⑥ 他の委員会に属さない事項
- 第6条 競技・審判委員会は以下の業務を遂行する
- ① 年間スケジュールの立案及び実施
  - ② 大会の準備及び運営
  - ③ 競技方法の検討
  - ④ 審判養成の検討
  - ⑤ 日本協会との連絡
  - ⑥ 他の委員会より要請のあった事項
- 第7条 普及委員会は以下の業務を遂行する
- ① 年間スケジュールの立案及び実施
  - ② 講習会の開催
  - ③ 県連盟未組織の地域への普及活動
  - ④ ホームページの管理
  - ⑤ 他団体と連携した普及事業の推進
  - ⑥ 日本協会との連絡
  - ⑦ 他の委員会より要請のあった事項
- 第8条 広報委員会は以下の業務を遂行する
- ① マスメディア対応（記者発表資料の作成他）
  - ② 大会の戦評、記録の作成
  - ③ 記録集の資料収集・取材（写真等）
  - ④ 会員への広報活動
  - ⑤ 日本協会との連絡
  - ⑥ 他の委員会より要請のあった事項

2001年5月26日施行  
2011年5月21日改定